

諮問番号：諮問第 171 号

答申番号：答申第 171 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市博多福祉事務所（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく平成 30 年 9 月 14 日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

保護費の返還を求められた理由は、法第 63 条である。審査請求人が母と父の国民健康保険埋葬料（以下「本件埋葬料」という。）それぞれ 5 万円ずつを受領したのに、すぐに福祉事務所へ届出しなかったからということである。本件埋葬料は母と父の健康保険料から支出されており、すでに埋葬のためにそれぞれ 47,000 円ずつ支出している。私には資力はない。10 万円もの金額を月々の分割にして生活保護費の生活費から返還するのは納得できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 本件埋葬料の収入認定の適否について

被保護者には、法第 4 条第 1 項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められている。

そして、健康保険による埋葬料は公的な制度による費用補てん又は所得保障であるので、収入認定しない取扱いはできないとされている。

本件についてみると、審査請求人は健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 100 条第 2 項に基づき本件埋葬料を受領しているところ、埋葬料は収入として取り扱うべきものとされている。

したがって、処分庁が、審査請求人が受領した本件埋葬料を収入に当たると判断したことについて、違法又は不当な点はない。

2 法第 63 条に基づく返還の適否について

収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる変更額（確認月からその前々月までの分に限る）は次回支給月以後の収入充当額として調整することが認められているが、それ以前の返納額は法第 63 条により処理すべきであると定められている。

本件についてみると、審査請求人は平成 29 年 8 月 25 日及び平成 30 年 4 月 27 日に本件埋葬料を受領したことが認められる。しかし、審査請求人には法第 61 条に基づき収入に変動が生じた場合の申告義務があったにもかかわらず、処分庁が同年 8 月 10 日に審査請求人に受領の有無を確認するまで、審査請求人は本件埋葬料につき申告を行っていない。よって、処分庁が、審査請求人の本件埋葬料受領について把握したのは同日であると認められることから、本件埋葬料を次回支給月以降の収入充当額として調整することはできず、法第 63 条により処理すべきものと認められる。

したがって、処分庁が、本件埋葬料相当額について、法第 63 条に基づき返還処理を行うべきとしたことは適正なものと認められる。

3 墓石彫入代の控除について

法第 63 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な

事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

処分庁は、審査請求人に対し本件埋葬料の用途等について聴取し、領収書の写しを求めなどした後、課内会議を開催している。処分庁は、同会議において、審査請求人の申告義務の不履行もあるため、墓石彫入代を「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」（以下「自立更生費」という。）（生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5の答(2)のエ）として認定除外することは他の受給者との間に不均衡が生じるため不可とすること、及び亡父母の施設及び入院費用の未払金等があり、負の相続として審査請求人が引き継ぎ、本件埋葬料から支払に充当したとの挙証資料によっては自立更生費として検討の余地があると決定したことが認められる。その上で、審査請求人の申立て及び提出された領収書等に基づき、本件埋葬料を亡父母の施設及び入院費用の未払金等への支払に充当したとはいえないと判断した旨述べている。

また、処分庁は、月5,000円の分割返還を希望する審査請求人の意向を踏まえ、20回の分割返還を求めることを決定しており、低額な月額による分割返還によって本件処分を行ったことが認められる。

これらのことから、処分庁は、審査請求人の主張を踏まえ、自立更生費について調査、検討を行い、審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をした上で、これを認めないと判断したものと認められ、処分庁が墓石彫入代を控除せずに審査請求人が受領した本件埋葬料全額を返還額と判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められない。

したがって、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められるところはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年10月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人が受領した本件埋葬料は、健康保険法第100条第2項に基づき、埋葬を行った者に対し、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）で定める金額の範囲内でその埋葬に要した費用に相当する金額が支給されるものであり、公的な制度による費用補てん又は所得保障である（問答集問8-38）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のアによれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされていることから、処分庁が本件埋葬料について収入に当たると判断し、本件埋葬料相当額について、法第63条に基づき返還処理を行うべきとしたことに違法又は不当な点は認められない。

なお、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問13-5）。

処分庁は、審査請求人に対し本件埋葬料の用途等について聴取し、領収書の写しを求めるなどした後、課内会議において自立更生費についての検討を行っている。そして、審査請求人の申告義務の不履行を考慮した上で、墓石彫入代を自立更生費として認定することは、他の受給者との間に不均衡が生じるため、墓石彫入代を控除せず、本件埋葬料全額を返還額とするとの判断をしたことが認められる。

以上のことから、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也